

竹原市火葬場指定管理者募集要項

1 目的

竹原市火葬場の管理業務を安定的かつ効率的に行うため、地方自治法第244条の2第3項及び竹原市火葬場設置及び管理条例の規定に基づき、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで本施設の管理運営を行う指定管理者を募集する。

2 募集内容

2・1 施設の概要

- (1) 名称 竹原市斎場
- (2) 所在地 竹原市小梨町10179番地2
- (3) 施設概要
 - ①供用開始 平成元年10月
 - ②構造 鉄筋コンクリート造 2階建
 - ③敷地面積 2,632㎡
 - ④延床面積 709㎡
 - ⑤施設内容
 - ア 設備等は別紙1「竹原市斎場施設平面図」のとおり。
 - イ 火葬炉：3基 汚物炉：1基
 - (ア) 炉形式 : 台車式
 - (イ) 使用燃料 : 灯油（地下タンク、容量3,000L）
 - ウ 駐車場：約40台

2・2 管理の基準

- (1) 開場時間

午前8時30分から午後5時15分

※ただし、火葬炉の運転準備、火葬後の清掃、翌日の準備等、開場時間外に行わなければならない業務がある。
- (2) 休場日

1月1日
- (3) 休場日及び開場時間の変更

指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市の承認を得て、開場時間の変更、臨時開場又は臨時休業をすることができる。詳細については、協議の上、協定で決める。

2・3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 火葬に関すること。
- (2) 火葬場の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他市長が必要と認めること。

※ 詳細については、「竹原市火葬場指定管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照すること。

2・4 責任分担の考え方

詳細は、協定を締結する際に定めるが、別紙7「リスク分担表」を参考とすること。

2・5 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

2・6 指定管理料

(1) 指定管理料の額

指定期間5年間の本施設の指定管理料の総額は、118,653千円（消費税及び地方消費税を含む）以内とし、収支計画書に記載された金額を参考に協定で定める。
なお、指定管理料には、人件費、事務費（消耗品費、通信運搬費等）、施設等管理費（電気水道料、燃料費、各種設備保守点検費、警備費等、軽微な修繕費）、その他施設の管理運営に必要な経費が含まれる。また、火葬場予約システムの保守管理は市がシステム業者と契約して実施するため指定管理料には含まれない。

(2) 指定管理料の支払

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）毎に、指定管理者の請求に基づき指定管理料を支払うものとする。支払の時期、方法等については協定で定める。

2・7 応募資格

- (1) 法人その他の団体で、本施設の管理運営を行う上で人的及び物理的管理能力を有している団体。
- (2) 複数団体により構成されるグループによる応募もできる。その場合には、代表団体を定めること。
- (3) 応募者の制限

次に該当する団体は、応募者となることができない。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当している団体
- ② 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあり、その取消しから2年を経過しない団体
- ③ 市から指名停止措置を受けている団体
- ④ 会社更生法、民事再生法等により、更生または再生手続きをしている団体
- ⑤ 国税又は地方税を滞納している団体
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体
- ⑦ その他不正な行為をしたと認められる団体

3 公募

3・1 募集要項の配布

- (1) 配布期間 令和7年9月25日（木）から令和7年10月8日（水）（休日は除く。）まで
- (2) 配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 配布場所 竹原市役所市民福祉部地域づくり課（市役所本庁2階）、又は市ホームページからダウンロード（午後5時15分以降もダウンロード可）

3・2 配布書類

- (1) 指定申請書（様式第1号）
- (2) 法人等概要書（様式第2号）
- (3) 団体構成表（様式第3号）
- (4) 主要業務実績一覧表（様式第4号）
- (5) 誓約書（様式第5号）
- (6) 事業計画書（様式第6号）
- (7) 収支計画書（様式第7号）
- (8) 竹原市火葬場指定管理者募集要項
- (9) 竹原市火葬場指定管理業務仕様書

3・3 説明会

以下のとおり説明会を行うので、希望者は令和7年10月1日（水）午後5時まで
に竹原市地域づくり課へ申し出ること。ただし、本説明会に参加しなくても審査等
において不利益を被るものではない。

- (1) 日時 令和7年10月3日（金）午後2時から（1時間程度）
- (2) 場所 竹原市役所1階会議室2
- (3) 参加者 各団体2人まで

3・4 施設等の見学

施設等の見学を希望する場合は、火葬・葬儀等の都合があるため、必ず事前に竹原
市地域づくり課へ申し出ること。なお、火葬等の都合により見学等の期日・時間は変
更する場合がある。その際は、前日までに竹原市地域づくり課から連絡する。また、
見学等する場合は火葬場事務所へ申し出てから行うこと。

4 質問

本要項、配布書類に不明な点がある場合は、次のとおり質問すること。

4・1 提出期限

令和7年10月8日（水）午後5時まで

4・2 提出様式

任意様式とする。

4・3 提出方法

後記「10 問い合わせ先」へ持参（開庁時間内のみ受付）、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかにより提出すること。電話、口頭による質問は受け付けない。

4・4 回答方法

令和7年10月10日（金）午後5時までに、質問の内容及びその回答を市ホームページに掲載する。

5 申請

5・1 申請書類の受付

- (1) 受付期間 令和7年10月14日（火）から令和7年10月23日（木）まで（休日は除く。）
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 受付場所 竹原市役所市民福祉部地域づくり課（市役所本庁2階）
- (4) 提出部数 正本1部、副本1部（コピー可）を提出
- (5) 提出方法 受付場所に持参又は郵送することとし、郵送の場合は書留郵便により令和7年10月23日（木）午後5時15分必着とする。

5・2 申請書類

- (1) 指定申請書（様式第1号）
- (2) 申請する団体に関する書類
 - ① 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類
 - ② 法人にあつては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあつては代表者の身分証明書
 - ③ 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書並びに直近2事業年度の事業報告、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
 - ④ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
 - ⑤ 法人税、消費税、法人事業税、法人道府県民税及び地方消費税に関する納税証明書（過去3年分、写し可。）
 - ⑥ 法人等概要書（様式第2号）
 - ⑦ 団体構成表（様式第3号）
 - ⑧ 主要業務実績一覧表（様式第4号）
 - ⑨ 誓約書（様式第5号）
- (3) 事業計画書（様式第6号）
- (4) 収支計画書（様式第7号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

5・3 留意事項

- (1) 応募書類の受付期間後は、提出された書類の内容変更及び書類の追加はできない。
- (2) 申請書類は返却しない。
- (3) 申請書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。
- (4) 申請書類及び選定委員会による選定結果は竹原市情報公開条例により、非公開とすべき箇所を除いて公開することがある。
- (5) 申請書類提出後に辞退する場合、その旨を書面により提出すること。
- (6) 申請に係る費用は、申請者の負担とする。

6 審査

6・1 指定管理者候補団体の選定

指定管理者候補団体の選定は、公平性と透明性を担保するため指定管理者候補団体選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会において審査することにより行う。

審査は、委員会において書類審査（１次審査：形式審査）及びプロポーザル審査（２次審査：提案書の説明）を行い、次項に掲げる選定基準に基づいて最も適当と認める団体を指定管理者候補団体として選定する。

6・2 選定基準

事業計画書の内容等について、次に掲げる選定基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者候補団体として選定する。

- (1) 事業計画書の内容が、使用対象者の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、本施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模と能力を有していること又は確保できる見込みがあること。
- (4) 前述したもののほか、本施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

具体的な評価項目及び配点は、次のとおりとする。なお、審査には最低基準を設定する。最低基準は、表中の総得点の６割とし、申請者の総合得点が最低基準に満たない場合は、不合格とする。全ての申請者が最低基準を満たさない場合、最高得点の団体は提案書を再提出し、再度選定委員会の審査に付することができるものとする。

評価項目と配点

評価基準	内容	配点
施設管理・維持の体制	①管理運営に関する考え方 ②維持管理に関する考え方 ③安全管理・リスク分担に対する考え方 ④炉の運転・保守に対する考え方と体制	20
組織・運営体制	①運営組織の体制（組織、勤務体制） ②人材の配置（資格・技能・経験） ③外部委託に対する考え方 ④個人情報の保護、情報公開に対する考え方 ⑤地域に配慮した運営に対する考え方	25
サービスの確保と向上体制	①平等・公平な使用の確保についての考え方 ②サービスの向上・利用者対応についての考え方 ③要望・苦情対応についての提案	15
経営基盤	①経営状況、運営実績	10
収支計画	①収支計画の内容が適正であるか。収支予算の内容が過不足なく適正な金額が提示されているか。経費縮減に努めているか。	10
提案金額	（全提案中最も低い提案価格÷当該応募者による提案価格） ² ×20点 ※小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までとする。	20

6・3 提案説明（プロポーザル）

申請者による提案説明は、1団体（2人まで）30分以内とし、委員会委員が提案説明について質問するプロポーザル方式にて行う。

プロポーザル終了後、委員会を開催して指定管理者候補団体を選定する。

なお、プロポーザルの開催日時は、令和7年10月30日（木）頃を予定しており、詳細については別途通知する。

6・4 選定結果の通知及び公開

委員会において、本要項の選定基準に基づき審査を行い、選定結果は令和7年11月上旬を目途に全プロポーザル参加団体に通知するとともに、選定結果を市ホームページで公開する。

7 協定の締結

7・1 仮協定書の締結

指定管理候補団体の選定後、地方自治法第244条の2第6項の規定による議決を

経て指定管理者の指定し、基本協定を締結するまでの間、市と指定管理候補団体は仮協定を締結する。

7・2 協定書の締結

(1) 基本協定書で定める主な内容

- ① 指定の期間に関する事項
- ② 事業計画に関する事項
- ③ 利用料金に関する事項
- ④ 事業報告及び業務報告に関する事項
- ⑤ 指定管理料及び納付金に関する事項
- ⑥ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑦ 公の施設の管理に関して知り得た個人情報の保護に関する事項
- ⑧ 損害賠償及び不可抗力に関する事項
- ⑨ 協定期間の満了に関する事項

(2) 年度協定書で定める主な内容

- ① 業務内容
- ② 指定管理料

8 業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者候補団体として選定された者又は指定管理者（以下「指定管理者等」という。）が、次の事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者候補団体としての決定又は指定管理者の指定を取消すこととする。

取消しとなった場合は、前記「6 審査」における委員会において最低基準を満たし第2位に決定した申請者を指定管理者の候補者として選定することとする（第2位の申請者について 同様の事態が発生した場合は、第3位以降の申請者について順次同様に取扱うこととする。）。

- (1) 竹原市議会において指定に係る議案が否決されたとき。
- (2) 指定管理者等の責めに帰すべき事由により、業務の履行が確実にないと認められるとき。
- (3) 指定管理者等が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- (4) 指定管理者等が正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- (5) 指定管理者等が要領に定める応募資格を失ったとき又は応募資格がないことが判明したとき。
- (6) その他指定管理者に指定することが不可能となったとき又は著しく不適当と認められる事情が生じたとき。

9 その他の留意事項

(1) 管理運営業務を実施するにあたっては、次に掲げる法令等を遵守すること。

- ① 地方自治法
- ② 墓地、埋葬等に関する法律
- ③ 墓地、埋葬等に関する法律施行規則
- ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑤ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
- ⑦ 竹原市火葬場の設置及び管理に関する条例
- ⑧ 竹原市火葬場の設置及び管理に関する条例施行規則
- ⑨ 個人情報の保護に関する法律
- ⑩ 竹原市情報公開条例
- ⑪ 竹原市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例
- ⑫ その他、施設の管理運営に適用される法令等

(2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難になった場合には市は指定の取消しをすることができるものとし、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとする。

(3) 不可抗力その他、市及び指定管理者いずれの責めにも帰することができない事由により、事業の継続が困難になった場合には、業務継続の可否について両方で協議するものとする。協議の結果、業務の継続が困難と判断した場合、市は指定の取消しをすることができるものとする。

10 問い合わせ先

〒725-8666 竹原市中央五丁目6番28号

竹原市役所市民福祉部地域づくり課生活環境係

TEL 0846-22-2279

FAX 0846-22-2280

Mail chiiki@city.takehara.lg.jp